

(保育所版)

令和7年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

浮穴保育園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：浮穴保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 佐川 いづみ	定員（利用人数）：120名
所在地：愛媛県松山市南高井町1608-2	
TEL：089-976-2202	ホームページ： http://ukenahoikuen.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成21年4月1日 改築 令和3年3月12日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和泉蓮華会	
職員数	常勤職員：14名 非常勤職員 8名
専門職員	（専門職の名称）
	保育士 11名 栄養士 1名
	看護師 1名 調理師 3名 事務員 1名 用務員 2名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
保育室6 事務室 相談室 補材庫 調理室 更衣室 木造平屋建て	

③ 理念・基本方針

【基本理念】

子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します

【保育方針】

子どもの主体性を育み、豊かな人間性を持った子どもを育成します
地域や家庭との信頼関係を築き、協力しながら子育てをします
地域の子育て家庭を支えます

④ 施設・事業所の特徴的な取組

音楽指導・英語教室・体操教室・フラダンス・茶道教室など、外部講師や保育士によるレッスンが行われ、多様な経験を通じて子どもの価値観や視野を広げている。

地域との関わりが深く、高齢者との交流や地域活動に積極的に参加し、一年を通じて様々な触れ合いを大切にしている。

(保育所版)

職員会だけでなく定期的に話し合いやミーティングを重ね、保育の質の向上に向けた取り組みが行われている。

職員一人ひとりを大切にし、働きやすく相談しやすい環境を整えている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年9月9日（契約日）～ 8年1月9日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（2020年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

平成21年4月に松山市から社会福祉法人和泉蓮華会に運営委託された公設民営の保育園である。令和3年4月に新園舎が落成し、木の温もりを感じる開放的なウッドデッキや子どもがのびのびと遊べる広い園庭があるほか、保護者や地域と連携して、子どもが安心して生き生きと過ごせるように様々な環境を整備している。

また、音楽活動に力を入れており、少年少女合唱団を結成し、地域の活動に参加するなど、イベント等で披露することで、子どもの自信や成長に繋がり自己肯定感が高まるよう取り組んでいる。

園長や主任が職員全体に常に目を向け、話しやすく意見が出し合える環境を整えており、連携の円滑さや風通しの良さを感じる。また、常日頃から保育や保護者等について話し合いを重ね、職員間で共有するとともに、毎日、保育アプリ（バスキャッチ）の職員メール等で連絡事項を確認し共通理解をしている。

園長は、職員ひとり一人の家庭状況や個性、保育士歴等に配慮し適材適所の人員配置を行い、組織全体の生産性や定着率の向上、良好な人間関係の構築に配慮することで、働きやすい職場環境を整えている。

◇改善を求められる点

法人本部から共有される経営状況を把握し、収支計画の中・長期計画及び単年度計画の内容の充実に向けた取り組みが行われることに期待したい。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

浮穴保育園として4回目の受審となりました。昨年より園長が交代しましたが、前園長を中心にしっかりした保育理念の下で運営してきた素地があり、職員にも保育方針が浸透され、浮穴地区に根ざし安定した保育が展開されていると感じております。また、今回受審させていただいたことで、改めて園長として持つべき視点や、保育マニュアルの再確認をすることができました。令和3年3月より新園舎へ移転し、保育士や園児の動線も変化していることから、今までのマニュアルに満足することなく、園児や保護者のニーズに合わせて、日々ブラッシュアップしていく必要性も感じました。

少子化が進む中、地域性や、グループとしての強み、特色ある保育などを活かし

(保育所版)

ながら、選ばれる園となるよう、取り組んでまいります。また今回 b 判定となった点（経営内容を含めた長中期計画の策定）についても、法人事務局と連携を取りながら改善を図ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は入園のしおりやホームページ、リーフレット等に掲載されている。職員には、朝礼での唱和や職員会で説明を行うとともに、一人ひとりに配布し携帯できるようにしている。保護者にも、入園前のオリエンテーションや入園式等で丁寧に説明を行い周知している。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>和泉蓮華会を含む複数の法人を統括するグループで行われる毎月の幼稚園・保育園運営会議で、経営内容の検討会を行い、経営状況等の把握をしている。また、事業経営をとりまく環境の変化に適応するために、必要な情報や知識を集めている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>グループ内の役員等に対し、毎日報告している業務日報で経営状況や改善課題等を共有し、積極的な取り組みが行われている。また、改善すべき課題や必要な情報は職員にも周知され、具体的な取り組みを行っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念・基本方針、法人や自治体における行動計画に基づき、中・長期計画が策定されているほか、必要に応じて随時見直しを行っている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 単年度の事業計画は行事計画にとどまり、収支計画が策定されていない。中・長期計画を踏まえた具体的な単年度の事業計画が策定されることを期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 事業計画の実施状況の評価見直しを行い、職員会議や適宜行われるミーティングで話し合い共有されている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 事業計画は、入園前のオリエンテーションや入園式で説明するほか、毎月の園便りや掲示などで周知している。また、保護者の参加を促すためアンケートを実施し、結果を知らせるとともに次年度の事業計画に活かしている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 自己評価やミーティング、職員会議等で定期的に行い、日常的な保育の質の向上に努めている。また、第三者評価を定期的を受審し、全職員で保育の評価や反省、課題を改善し、書類等の見直しなどを行い整備している。		

(保育所版)

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長や主任、クラスリーダーが集まり、課題と改善を話し合う場が定期的にもたれている。また、保護者からアンケートをとり、アンケートの結果を集計・分析し職員間で検討し、共通認識をもち改善につなげるなど、計画的かつ組織的に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責務や職員の園務分掌が明文化され、職員に書面で配布している。また、不在時の権限委任等も明確にされている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令は、職員がいつでも確認できるようにリスト化され、各種法令等は最新の内容の把握に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、定期的に職員と面談を行い一人ひとりのスキルを把握し、適材適所になるよう配慮しつつ、よりよい保育や働きやすい環境づくりに取り組んでいる。また、職員の自己評価や保護者アンケートなどを活用して、課題や保育ニーズの分析を行い職員間で共有し、保育の質の向上に向けた取り組みに指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>英語や体操、茶道、音楽指導等、園の特色を活かし、園児の安定的な確保に向けて取り組んでいる。また、園長は現場の声を大切にしており、課題を吸い上げ即座に対応するなど、組織の現状をよりよい方向へと導いている。</p> <p>理事会や毎月行われる法人園長会等では、情報収集や経営状況の分析・把握もしている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保の計画をもとに、実習生やボランティア、職場体験などを通して次世代を担う若者に興味を持ってもらう取り組みやLINE広告やQRコードを活用した配信を行い質問や相談、園見学等の情報の発信を行っている。またグループ内の各種福利厚生が充実しており、職員の定着につなげることができている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>総合的な人事は法人で一括して管理している。また法人内の他施設への異動等、職員一人ひとりの人事考課や意向、評価に基づき人事管理が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、定期的な面談を行い職員の状況や就業状況等を把握している。出勤日や休日の職員の希望を聞くなど、働きやすい環境づくりに努めている。また、グループ内の病院の受診料半額補助や社宅の貸与、健診受診など福利厚生が充実している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>グループ内で「幼・保職員キャリアアップ研修」が行われ、外部講師を招いた研修が計画的に実施されている。また、園では年間を通じて園内研修が行われており、一人ひとりに応じた研修の機会が提供されている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修に関する基本的な方針を明確にしており、知識や技術の向上、強化を必要とする職員が優先的に受講できるよう配慮するなど、希望等を考慮しながら実施できる仕組みを構築している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画に沿って、職員一人ひとりの水準に合わせた研修の機会を確保している。新任職員に対しては、グループ内で研修を行い、グループ内の理念や福祉の他分野について学</p>		

(保育所版)

ぶ機会を設けたり、実際にバスでグループ内の施設を巡ったりしている。また、個別にOJTを実施し、個々の理解度やレベルに合わせた指導を行い、成長を支援している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 養成校に直接アプローチを行い、グループの総務部と協議して実習生の評価表の共有や新卒採用の事前受付など、採用面接に繋がるよう努めている。また、各種資格の実習生が、保育園で働く魅力を実感できるよう積極的に取り組んでいる。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ ホームページに保育理念や事業計画、地域連携等について公開している。また、決算情報等は保護者に保育アプリで公開し、文書でも配布するなど情報を適切に公開、発信している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ グループの本部事務局で全体の経理等は適正に行われている。また、適正なルールに基づいて、年1回法人グループ内における監事監査と行政の監査を受けており、必要に応じて指導を仰いでいる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 地域とのつながりを大切にし、地域の文化祭に参加したり、ミニ運動会や福祉交流会等の開催を積極的に行ったりしている。様々な行事の際には、園で力を入れている少年少女合唱団やフラダンスを披露し交流を深めている。また、近隣の保育園と協力して、月1回の園庭開放にも協力している。		

(保育所版)

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れ体制を整備し、積極的に受け入れている。職場体験や町探検、小学校との交流など、学校教育への協力と交流を深める取り組みを行っている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>外部関係機関連絡表を作成し、視覚的にもわかりやすく掲示するなどの工夫が行われている。必要に応じて専門機関と連携して、適切な助言を受けながら、よりよい保育サービスの提供に努めている。また、2か月に1回開催される地域のまちづくり協議会に出席し、「こどものために何かをしよう」をコンセプトに様々な角度から実現に向けて取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>地域のまちづくり協議会に参加し、小学校や町内会、民生児童委員と情報交換を行い、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。また、園で行っている休日保育では、他園の園児を受け入れるなど地域の保護者のニーズにも応えている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時には、松山市の指定避難所となっているほか、災害時には園の井戸水が使用できることから、地域で活用してもらうために、松山市の災害時協力井戸登録をしている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、保育目標等を朝礼で唱和するなどし、子ども一人ひとりを尊重する姿勢を基本にし、共通理解をもち保育にあたるよう努めている。また、年度初めの職員会議では「保育士倫理綱領」の内容を具体的に理解し、子どもの最善の利益について理解を深めている。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で個人情報保護規程を定めており、入職時に職員から誓約書を取り、プライバシーポリシーを配布している。マニュアル等も整備されており、職員会議での読み合わせを行うなど、理解を高めている。また、子どものプライバシー保護に配慮し、着替えやおむつ交換時には、外部等から見えないようにカーテンや目隠しをするなどの工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページやリーフレット等で、園についての必要な情報提供に努めている。園見学も積極的に行っており、見学者に合わせて個別に説明を行っている。また、地域のイベントに参加し、園を知ってもらう機会を設けるなど、様々な工夫をしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりに詳しく記載され、入園式でわかりやすく説明している。保育内容の変更時には手紙を配布し、保育アプリの配信機能を利用して随時行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>他の保育園に転園する際には、定められた様式により文書で引継ぎを行い、必要に応じて電話等での対応も行っている。また、転園や卒園後も、保育の継続性に配慮した支援が行われている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>行政が行う公立委託園保護者アンケートのほか、園の行事ごとにアンケートを実施している。集計結果を職員間で共有し、課題の対応や改善への取り組みに繋げている。また、年に2回の個別懇談会や、保護者役員会等で提案された園への意見や要望を把握し、満足の向上に向けて取り組まれている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが適切に整備され、入園時の説明や入園のしおりで保護者に周知されるとともに、園内に掲示もされている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に相談できる体制が整っていることを保護者に説明しているほか、園の掲示板にも苦情解決の仕組みを掲示している。また、意見箱を設置したり、園長や主任が積極的に保護者に声をかけたり、職員にも気軽に相談できる体制を整えている。子どもから離れ、落ち着いて話せる相談室が整備されている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的に保護者とコミュニケーションを図りながら、意見や要望を把握するとともに、緊急性が高いものは迅速に対応している。また、保護者に向けて、意見や要望等を受けた後の手順が分かるように園内に掲示するほか、保育アプリでも配信し周知されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハット報告書を作成して職員会などで共有し、再発防止に向けての改善に取り組んでいる。また、早急な対応が必要な場合はすぐに話し合いを行い、対策を考え実行し、振り返りを実施している。職員には保育アプリの職員メールで知らせるなど迅速な周知が行われている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>グループ内の感染対策室部長の巡回による指導や、常勤看護師による感染対策等の管理体制が整備されている。また、感染症が発生した場合には、保育アプリを活用するとともに、園内掲示を行う等、迅速に対応している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>立地的に大雨による河川氾濫等のリスクが高いため、園独自の避難確保計画や防災マニュアル、計画、災害時の行動指針等が作成され、計画的に避難訓練を実施するなど、組織的な取り組みが行われている。さらに、災害発生時の保護者への連絡体制を構築しているとともに、備蓄等の整備もされている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な場面に合わせた細かい標準的な実施方法があり、新任職員に配布するとともに研修や個別指導が行われている。また、変更等については職員の声を汲み取り、その都度話し合いを行い、よりよい保育や業務が行えるよう日々取り組んでいる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施方法について、日常的に職員間で意見交換をし、必要に応じて話し合いを重ね、検証・見直しを行っている。また、見直しや変更をした部分は、全職員が共通認識をもつよう努めている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>月ごとに職員間で意見交換や検証・見直しを行い、翌月の計画に反映している。また、3歳未満児は担当制保育を取り入れており、丁寧なアセスメントに基づく適切で個別的な指導計画が作成されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎週全クラス分の指導計画を主任に提出し、必要に応じて園長や主任の指導のもと、評価や見直しが行われている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>日々、職員間の話し合いが盛んにおこなわれ、子ども一人ひとりの保育の実施状況が細かく個別用紙に記録されている。月2回、職員間で共有するほか、毎日夕方に保育アプリの職員メールで連絡事項を共有し、園全体で把握している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市が策定した規程に基づき、保管期間や場所、廃棄、情報の提供等が適切に行われている。また、法人としてのセキュリティ等が強化されており、電子データやUSBメモリの持ち出し等、管理体制を確立している。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c

所見欄

児童憲章、松山市の基本理念・基本方針などに加えて、園独自の理念・方針に基づいて全体的な計画を編成している。作成や見直しについては、保護者のニーズに応えられるよう配慮し、保育の質を保ちつつ行事の在り方や実践方法など新しい取り組みを試す姿勢を持ち、全職員で評価し、必要に応じて見直しに繋げている。
--

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

令和3年4月に落成した新園舎は、平屋の吹き抜けで広々とした空間が特徴的であり、ゆったりと幅の広い廊下から各保育室やウッドデッキに繋がるようになっている。園内外の清掃は園務員が日々丁寧にいき、綺麗に整理整頓されて清潔さが保たれている。

保育室は毎日定期的に温湿度を測定し、夏場は熱中症予防対策として、テントを設置し暑さ指数計を使って保育の内容や時間に配慮し、冬場は乾燥対策として保育室に加湿器を2台設置し室内に洗濯物を干す等の工夫をするなど、子どもが快適で安全に過ごせるようにしている。

子ども一人ひとりの発達や家庭環境等を十分に把握して、職員会で共有している。一人ひとりに応じた関わりができるよう、保育室内にイラストや絵カードを設置し、視覚的に分かりやすく伝えるよう配慮するとともに、落ち着いた環境の下でゆっくりと穏やかに声をかけるようにしている。

地域の行事に参加して様々な人と接し、園内の行事でも異年齢の交流を行う中で、人との豊かな関わりが持てるよう努めている。また、子どもの発達に応じた玩具を用意して、自分で選び、遊びを展開させていくことができるよう環境を整えている。

0歳児保育において、一人ひとりの発達を考慮した月指導計画のもと、子どもの主体性を尊重した応答的な関わりをしている。体調の些細な変化にも留意し、看護師と連携して適切な判断ができるようにしている。家庭との連携では、送迎時の伝達や連絡帳を用いて食事や睡眠、体調など細かい把握を行い、一人ひとりに合わせた援助を行っている。

1・2歳児保育において、一人ひとりの子どもが好きな遊びや活動を選び楽しめるよう安全な環境を整え、保育士はゆったりと関わり、時には友だちとの仲立ちとなり、それぞれの思いに寄り添っている。日々の送迎時の保護者との関わりや連絡帳のやり取りを通して家庭での食事や排泄の様子を共有し、一人ひとりに応じた関わりをするとともに、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。

3歳以上児保育において、各年齢に合わせた遊びや環境を用意して、それぞれの集団の中で安心して生活できるようにしている。年間通した食育活動では、園庭で育てた野菜の収穫をクッキング体験に繋げて、自分の役割を担当し、友だちと協力して完成させる楽しさや喜びを感じられるような体験となっている。

障がいのある子どもが安心して生活できるように、必要に応じて個別の支援計画を作成して職員間で共有し、発達過程や障がいの状態に応じた関わりができるようにしている。また、保護者の思いや意向を尊重しながら専門機関への相談を実施し、療育施設への通所に繋げて、家庭と園と療育施設の三者が連携を取り、子どもにとってよりよい支援や環境を生み出す事ができるように努めている。職員は、研修等に積極的に参加して得た知識を職員会等で周知し、保育に生かすようにしている。

一人ひとりの在園時間が異なる事を考慮して、こまめに水分補給する時間を設けたり、延長保育ではおやつを提供を行ったりするなど、異年齢の関わりの中でもゆったりと過ごせる環境を整えている。伝達ボードを利用して職員間の確実な引継ぎを行い、全職員への周知が必要な事項については、夕方に保育アプリの職員メールで周知し情報共有を図っている。

就学に向けて小学校との交流会に参加し、授業体験をしたり、校庭で小学生と一緒に遊んだりするなど、様々な繋がりを通して就学への期待が持てるようにしている。保護者の就学

(保育所版)

に向けての不安や気になる事に対しても、懇談会を実施し、こまめに話を聞くようにしている。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉠・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉠・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉠・b・c

所見欄

年間保健計画を作成し、「健康管理マニュアル」や「SIDS（乳幼児突然死症候群）予防マニュアル」等をファイルにまとめ、いつでも手に取れるように整備している。看護師が毎日、看護日誌に記録を行い、疾病や怪我の状況については、保育アプリの職員メールで周知し情報共有している。年度初めに SIDS についての園内研修を実施し、睡眠時の確認方法や留意点を周知し、睡眠記録表に記録しながら確実な睡眠チェックができるよう配慮している。

健康診断や歯科検診の結果を記録に残し、保護者へ通知するとともに、必要に応じて受診を勧めている。また、同法人内の歯科による歯磨き指導を毎月1回実施して、歯の健康や歯磨きへの関心が持てるようにしている。

アレルギー疾患のある子どもに対しては、別トレイに食事を乗せ、食器の色を変えるなど個別対応を行い、配膳前にはダブルチェックをくり返し行うことで安全に食事を提供するようになっている。また、アレルギー除去一覧表を各クラスに配布して注意喚起を行っている。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉠・b・c

所見欄

年間食育計画に基づき園庭で野菜を育て収穫する体験を促し、年齢に応じた食への興味や意欲を育むようにしている。栄養士が毎日クラスを巡回し、食事の状況を把握し、一人ひとりに合わせた食事の提供ができるよう配慮している。また、食事についてのアンケートを実施して保護者の要望や意見を聞きとり、給食内容や行事への反映を検討するなど、家庭との連携を図っている。毎月の給食会議では各クラスの喫食状況、残食状況について共有して、メニューの改善や内容の変更等を行っている。衛生管理に関する各種マニュアルを整備し、安全な食事の提供ができるよう十分に配慮している。

A-2 子育て支援

A-2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c

所見欄

日々の送迎時の関わりや連絡帳、ホワイトボードの掲示など、様々な方法で保護者との情報交換を行い、家庭との連携を図っている。園の行事後にはアンケートを実施し、保護者の意見や要望を聞き取る場を設けている。職員間でも振り返りや話し合いを行い、反省を次へ生かせるようにするとともに、保護者に園の取り組みや行事の意図を理解してもらうよう努めている。

年2回、個別懇談会を実施し、保護者の悩みや思いに寄り添い、よく話を聞き信頼関係を深められるようにしている。また、記録に残して職員間で共有するようにしている。

A-2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

送迎時には、その日の活動やエピソードをなるべく詳しく丁寧に伝えるよう心掛け、日々のコミュニケーションを通して保護者との信頼関係を築き、安心して預けることができるように配慮している。保護者からの相談には、担任保育士だけでなく園長や主任にも報告し、必要に応じて相談室等で落ち着いて話ができるよう環境を整え、記録に残して適切な支援を行うようにしている。

保護者の就労状況に応じて、延長保育や土曜保育、休日保育が利用できる上に、同法人内の小児科の病児保育やお迎えタクシーの利用等、園の特性を生かした保護者支援も行われている。

家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見、対応について各種マニュアルを整備している。また、虐待に関する園内研修を行い、園全体で共通理解できるよう努めている。虐待等の人権侵害が疑われる又は、認められる場合には、園長が主となり各関係機関へ相談・連携を取る体制が整っている。

(保育所版)

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A ㉔ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉔ a・b・c

所見欄

日々の保育については、全体的な計画を基に個別の計画を立てて実践し、振り返りと反省を行い、記録して次への改善に努めている。

年度末には保育アプリのアンケート機能を利用し、職員の自己評価を実施している。その結果を集計・分析することで、各自の主体的な振り返りを行うとともに、園全体の評価へと結びつけ、次年度の活動計画と改善に反映している。